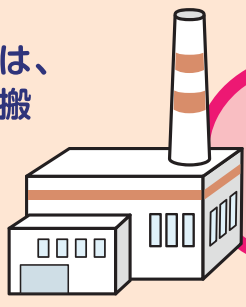
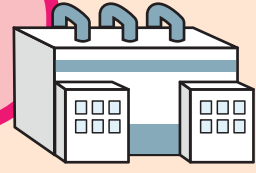


事業系一般廃棄物は、主に清掃工場へ運搬されます。



事業系ごみ処理ルートの確認

産業廃棄物は、主に産業廃棄物中間処理施設へ運搬されます。



～ごみの種類ごとに、運搬業者(誰が)、運搬先(どこに持って行って)、処理内容(どのように処理されているか)を把握しましょう～

- 廃棄物処理を委託する場合、事業系一般廃棄物は足立区長が許可した処理業者、産業廃棄物は東京都知事が許可した処理業者へ、それぞれ委託しなければなりません。許可証などから許可内容や運搬先を確認のうえ、各々の業者に処理を委託してください。
 なお、専ら再生利用(リサイクル)の目的となる廃棄物「古紙、くす鉄、空きびん類、古繊維」のみの処理については許可をもつ必要はありません。
- 事業所から排出される廃プラスチック類は、産業廃棄物に該当するため、区の指定処理施設(23区内の清掃工場など)へ運搬することはできません。

※自社での取り組みと処理ルートを空欄に記入してご利用ください。

品目	具 体 例	収集運搬業者	中間処分先	最終処分先/再利用先	処分内容/再生内容
事業系一般廃棄物	紙類 コピー用紙、OA用紙など 新聞紙、折込広告など(チラシ) 雑誌、パンフレット、色付紙 一括文書(機密文書など) 段ボール その他紙類(複写式伝票、封筒、シュレッターくすなど)				
	厨芥類 茶殻、残飯などの生ごみ		清掃工場など	東京都最終処分場	埋め立て
	その他 汚れの付いた紙 リサイクルできない紙類 敷地内の枝葉など		清掃工場など	東京都最終処分場	埋め立て

品目	具 体 例	収集運搬業者	中間処分先	最終処分先/再利用先	処分内容/再生内容
産業廃棄物	びん 飲料用・ 飲料・食用のびん				
	缶 飲料用・ 飲料・食用の缶				
	ペットボトル 飲料用・ 飲料・食用のペットボトル				
	プラスチック類 ビニール袋、 発泡スチロール、 プラスチック製ごみなど				
	ガラス類 コップなどのガラス類 茶碗などの陶器類				
	金属くず ハサミや刃物類、 バインダーの金具、 金属製品ごみなど				
	廃油 潤滑油、切削油、洗浄油、 鉱物油、動植物油、溶剤 などの廃油				
	食用油 調理油				
	産業廃棄物 その他				
	事業活動に伴う物 特定の事業から排出される 紙くず・木くず・繊維くず・ 動植物性残さなど				

品目	具 体 例	収集運搬業者	中間処分先	最終処分先/再利用先	処分内容/再生内容
特別管理廃棄物	一般廃棄物 血液の付着した 脱脂綿やガーゼなど				
	産業廃棄物 血液などが付着している 鋭利な物など				

問い合わせ先

環境部ごみ減量推進課業務係 03-3880-5302 足立区中央本町 1-17-1
 足立清掃事務所 03-3853-2141 足立区東伊興 3-23-9
 足立区公式ホームページ <https://www.city.adachi.tokyo.jp>

STOP!
不法投棄
 不法投棄は法律で禁じられています
 (法人が関与した場合、最高3億円の罰金が科されます)